

**お知らせ** 提出はお済みですか  
**児童手当「現況届」**  
 ▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

児童手当を受けられる対象者へ6月に「現況届」を送付しています。この届け出をしないと、今まで受給資格のあった人も引き続き児童手当を受けることができなくなります。

提出がまだの人は、早急に提出してください。



**お知らせ** 10月1日から  
**乳児のB型肝炎予防接種が定期接種になります**  
 ▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

**対象者**  
 平成28年4月1日以降に生まれた、1歳の誕生日の前日までの乳児  
 対象者には9月下旬ごろ、市から予防接種の予診票を送付します。  
 ※HbS抗原陽性の母親から生まれ、B型肝炎ワクチンの投与を受けた乳児は対象から除きます  
 ※平成28年4月1日以降に生まれ、10月1日以前にB型肝炎ワクチンを接種した乳児は、接種履歴を確認し、必要な回数分の予診票を送付する予定です。母子健康手帳をご用意のうえ、B型肝炎ワクチンの接種回数と接種日を連絡してください。



**お知らせ** 受け取っていますか  
**福祉タクシー券**  
 ▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

市内在住の80歳以上の人に、タクシー運賃の助成券を交付しています。今年度のタクシー券の利用期限は平成29年3月31日までです。まだ受け取っていない人で受け取りを希望する人は、3月末に送付した申請書をご確認のうえ、住所地の支所（高瀬町の人は福祉課）で受け取ってください。

**お知らせ** 敬老祝金をお渡しします  
 ▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

9月15日現在、数え年で88歳の米寿の人と100歳以上の人に、敬老の意を表し、敬老祝金をお渡しします。

**該当者**  
 ●昭和4年1月1日～12月31日に生まれた人  
 ●大正6年12月31日以前に生まれた人

**祝金の額**  
 1万円

**お届け方法**  
 88歳の人は民生委員・児童委員がお届けします。100歳以上の人は市長が訪問するときにお渡しするか、民生委員・児童委員がお届けします。

**お届けする時期**  
 9月中旬～10月中旬



**くらし** 国民年金のお知らせ  
 ▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005 普通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

**くらし** 逃げ得は許さない！税金の滞納には“差し押さえ”  
 ▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

**勤め先を退職したら国民年金の手続きを**  
 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、厚生年金保険や共済組合などの被用者年金に加入している人を除き、国民年金に加入しなければなりません。

会社を退職した場合は、国民年金第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も国民年金の加入種別が第3号被保険者から第1号被保険者になります。第1号被保険者になる場合は届け出が必要です。年金手帳、認印、退職した日がわかる証明書をもって、市民課各支所または年金事務所です手続きをしてください。

**納付猶予制度を50歳未満へ拡大**  
 7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となります。

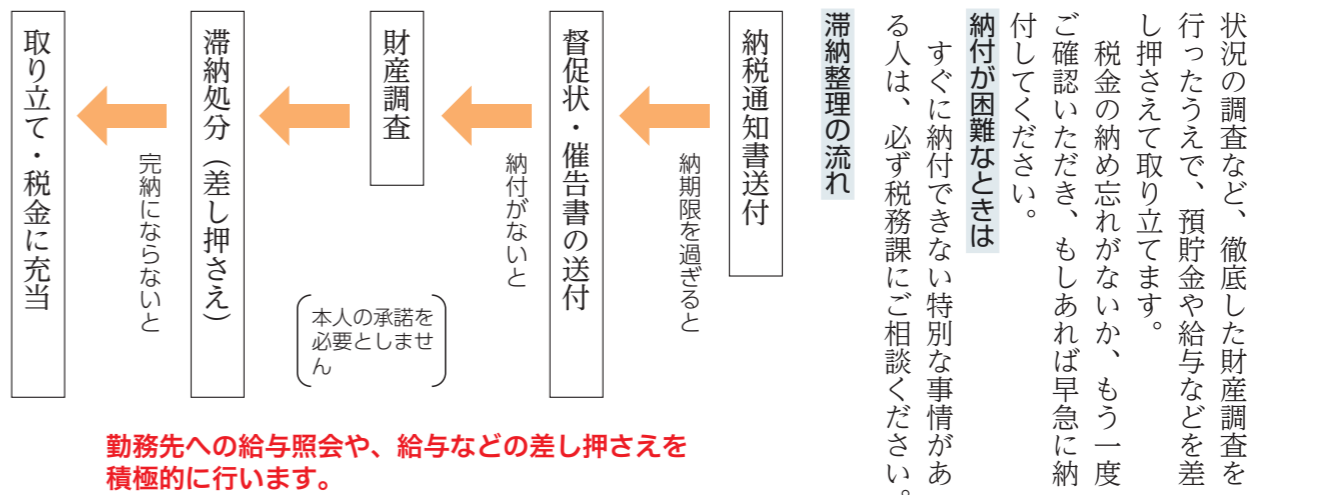
ただし、6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

所得が少ないなど保険料を納めることが困難な場合は、納付猶予制度の他にも、免除制度などもありますので、市民課、各支所または年金事務所にご相談ください。

**STOP! 滞納!**  
 市民の皆さんが納めた税金は、福祉、教育、環境、防災などの身近な行政サービスや事業を実施するうえで大切な財源です。税金の滞納は財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすだけでなく、納期限内に税金を納めていない多くの市民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。

**9月から12月は「滞納整理強化期間」**  
 財源を確保し、納税モラルの向上を図るため、市では、県、広域事務組合と連携し、9月から12月を県内一斉の「滞納整理強化期間」と定め、滞納となっている税金について、財産の差し押さえを中心とした滞納整理に集中的・積極的に取り組めます。

納期限までに納付されなかった人には、督促状や催告書を送付し自主納付をお願いします。滞納者に対しては、未だ納付されていない滞納者に対しては、預貯金や不動産の保有状況の調査、勤務先や取引先への支払



**社会保険労務士による無料年金相談**

●日時・場所  
 9月14日(水) 三豊市役所西館  
 午前10時～午後3時

●持っていくもの  
 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要です。

●問い合わせ  
 街角の年金相談センター高松(オフィス) ☎0877-8111-6020